

静岡県貸付金の返還債務の免除に関する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第23号

静岡県貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

静岡県貸付金の返還債務の免除に関する条例（平成8年静岡県条例第32号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | 改正後 | |
|---|--|---|--|
| (返還債務の免除) | | (返還債務の免除) | |
| 第2条 知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者が当該貸付金の種類に応じ同表の右欄に掲げる免除の条件のいずれかに該当する場合には、その返還債務の全部又は一部を免除することができる。 | | 第2条 知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者が当該貸付金の種類に応じ同表の右欄に掲げる免除の条件のいずれかに該当する場合には、その返還債務の全部又は一部を免除することができる。 | |
| 貸付金の種類 | 免除の条件 | 貸付金の種類 | 免除の条件 |
| (略) | | (略) | |
| 静岡県医学修学研修資金 | (1) 大学の医学部を卒業し、又は大学院において医学を履修する課程を修了し、 <u>医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）</u> を行った後、医師として県内の公的医療機関、保健所等に規則で定める期間勤務したとき。 (2) <u>臨床研修を修了した後の医師の専門的な知識及び技術の修得に関する研修を修了した後、医師として県内の公的医療機関に規則で定める期間勤務したとき。</u> | 静岡県医学修学研修資金 | (1) 大学の医学部を卒業し、又は大学院において医学を履修する課程を <u>修了した後</u> 、医師として県内の公的医療機関、保健所等に規則で定める期間勤務したとき。 (2) <u>医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修を修了した後の医師の専門的な知識及び技術の修得に関する研修を修了した後、医師として県内の公的医療機関に規則で定める期間勤務したとき。</u> |

| | | | |
|-----|---|-----|---|
| | <p>(3) 県内の公的医療機関、保健所等に勤務している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため免職されたとき。</p> | | <p>(3) <u>医師として</u>県内の公的医療機関、保健所等に勤務している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため免職されたとき。</p> |
| (略) | (4) (略) | (略) | (4) (略) |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の静岡県貸付金の返還債務の免除に関する条例第2条の静岡県医学修学研修資金（以下「修学研修資金」という。）の貸与を受けた者及び施行日前に修学研修資金の貸与を受けていた者で施行日以降引き続き修学研修資金の貸与を受けるものに係る修学研修資金の返還債務の免除については、改正後の静岡県貸付金の返還債務の免除に関する条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。